

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故 による損害賠償請求について

千葉県農林水産部
平成23年8月

福島原発事故による
農産物の損害賠償を求めるには
「被害の申し出」が必要です

◆損害賠償請求を行うためには、
被害を証明する資料が必要になります。

(証明資料の例：農林水産省ホームページより)

- ✓ 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
- ✓ 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
- ✓ 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
- ✓ 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
- ✓ 納税関係書類（損益計算書等）
- ✓ 現況を示す写真 など

※損害賠償請求に関するご相談は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

夷隅農業事務所企画振興課 電話 0470(82)4956

勝浦市農林水産課農林係 電話 0470(73)6635